

## 課題解決型インターンシップ推進事業実施要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、県内ものづくり産業を担う人材の育成を図るため、県内大学等及びその学生と県内企業等が相互に連携し、県内企業等における課題解決型インターンシップを通じて即戦力となる人材の育成を支援するとともに、学生に県内企業等の魅力を認識する機会を提供する「課題解決型インターンシップ推進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内大学等 宮城県内に所在を置き、学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める大学、大学院、専門職大学、専門職大学院、高等専門学校、専門学校及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）で定める職業能力開発大学校をいう。
- (2) 学生 県内大学等に在籍する学生をいう。
- (3) 県内企業等 宮城県内に本拠を置き、ものづくり産業振興に関する県民条例（平成19年宮城県条例第47号）第2条第2項に規定する者をいう。
- (4) 本拠 本社、本店、営業所又は事業所をいう。
- (5) 課題解決型インターンシップ 企業の実際の課題に取り組み、その課題を解決することを目的とした中長期的なインターンシップをいう。

### (申請)

第3 本事業への参加を希望する県内企業等は、別に定めるところにより、年度ごとに課題解決型インターンシップ推進事業認定書兼補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出部数は1部とする。

### (認定等)

第4 知事は、第3の規定による申請があったときは、認定の可否を決定し、通知するものとする。

### (認定の要件)

第5 実施内容について、事前に県内大学等の承諾を得ていること。

2 県内大学等の単位になること。

### (補助金)

第6 第4の規定による認定を受けた県内企業等（以下「認定企業等」という。）は、別に定めるところにより補助金の交付を受けることができる。

### (認定の取消し)

第7 知事は、申請書に虚偽の記載があったとき又は事業計画が不相当であると認められる事情

が生じたときは、その認定を取り消すことができる。

(報告及び調査)

第8 知事は、事業の実施状況等について、認定企業等から報告を求めることができる。

2 知事は、特に必要と認めるときには、認定企業等に対して、業務状況を明らかにするために関係帳簿その他の必要な書類の提出を求め、調査を行うことができる。

附 則

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

2 ものづくり中核人材育成推進事業実施要綱（平成27年5月1日施行）は、廃止する。